

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年7月5日

【会社名】 富士急行株式会社

【英訳名】 FUJI KYUKO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堀内 光一郎

【本店の所在の場所】 山梨県富士吉田市上吉田二丁目5番1号
(注) 本社業務は下記本社事務所において行っております。
(本社事務所) 山梨県富士吉田市新西原五丁目2番1号
(東京本社事務所) 東京都渋谷区初台一丁目55番7号

【電話番号】 (本社事務所) 0555(22)7112番
(東京本社事務所) 03(3376)1117番

【事務連絡者氏名】 (本社事務所) 総務部次長 森屋 孝士
(東京本社事務所) 経営管理部課長 清水 乙史

【最寄りの連絡場所】 東京支店 東京都渋谷区初台一丁目55番7号

【電話番号】 03(3376)1117番

【事務連絡者氏名】 経営管理部課長 清水 乙史

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の提出日】 2018年10月4日

【発行登録書の効力発生日】 2018年10月12日

【発行登録書の有効期限】 2020年10月11日

【発行登録番号】 30 - 関東 1

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 15,000百万円

【発行可能額】 10,000百万円
(10,000百万円)
(注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しています。

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2019年7月5日(提出日)です。

【提出理由】 臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定による)を2019年6月28日付で関東財務局長に提出いたしました。この臨時報告書の提出により、当該書類を2018年10月4日付で提出した発行登録書の参照書類といたします。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
富士急行株式会社東京支店
(東京都渋谷区初台一丁目55番7号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりです。